

市原市の林業

森林は、木材や林産物の生産だけでなく、国土の保全、水源のかん養（雨水が森林の土壌に浸透し、時間をかけて流出することにより洪水・濁水が緩和され、水が浄化されること）、森林生態系の保全、生活環境の保全などの多様な機能を有しており、地域住民が安全な生活をしていくうえで、重要な役割を果たしている。

我が国では、木材の特性を活かし様々な用途に応じた利用が図られてきた。しかし、木材に代わる素材の開発や外材の普及に押され、国産材需要や木材価格の低迷が続き、林家の施業意欲が低下したことから、整備の行き届かない荒廃森林が増加している。

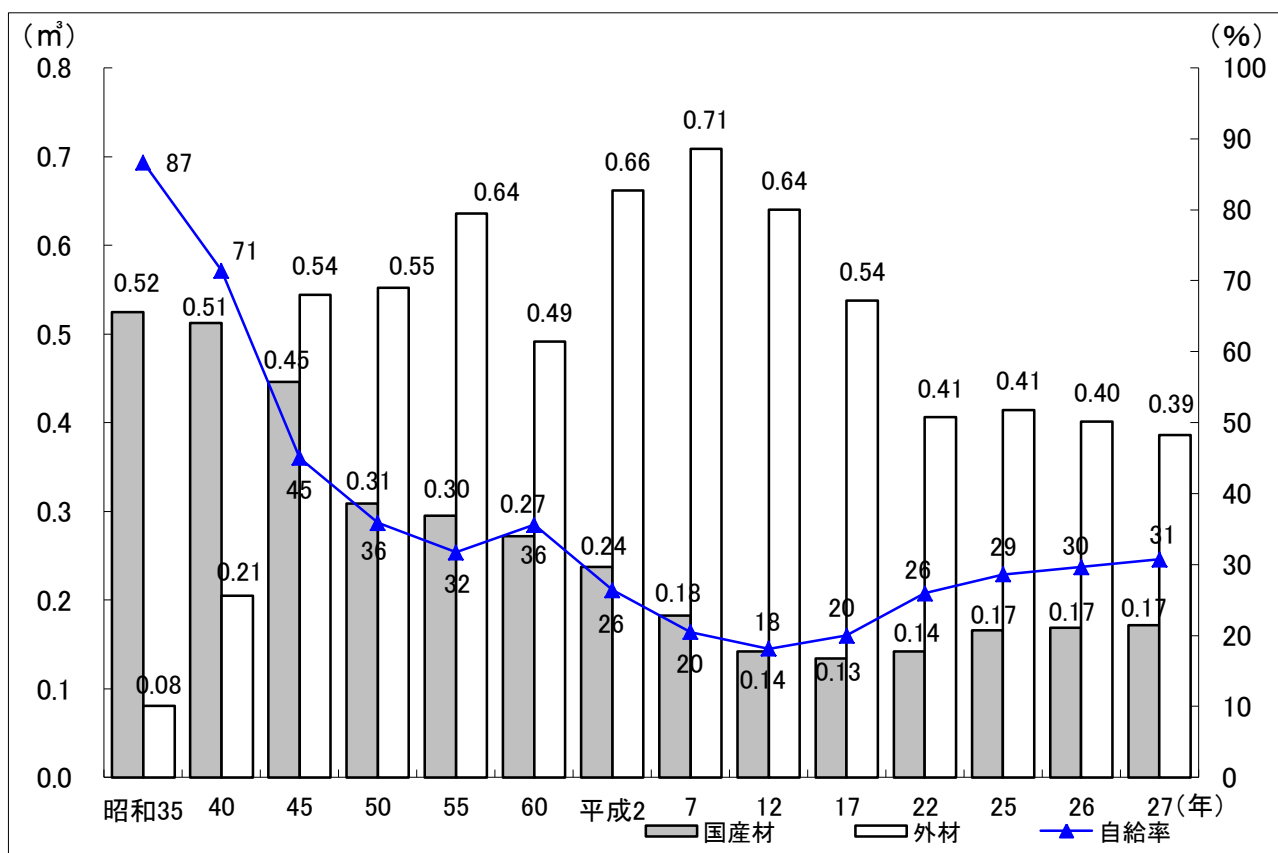
（図－１、表－１）

また、林業従事者の減少や高齢化が進み、林業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

このような状況の中、本市は市域 36,817ha のうち、森林が 13,055ha と市域の約 35% を占めており、豊富な森林資源を保有している。（表－２）

近年、地球温暖化防止の観点からも公益的機能を発揮する健全な森林の育成が求められていることから、国県補助事業などを活用した森林整備に取り組んでいる。

図－１ 国民一人当たり製材消費量



木材需給表（農林水産省）
人口推計（総務省）

表－1 木材価格の推移

(単位：円/m³)

種別 調査年度	ヒノキ 正角	スギ 正角	マツ 平角	ヒノキ 中丸太	スギ 中丸太	マツ 中丸太
	10.5cm × 4m	10.5cm × 3m	12cm× 24cm×4m	4m 並材	4m 並材	4m 並材
	1 等	1 等	1 等	径 20～ 28cm	径 14～ 18cm	径 24～ 30cm
H25	58,000	43,667	53,000	10,042	6,708	—
H26	60,750	48,500	53,444	11,541	7,875	—
H27	55,917	46,417	—	10,292	7,458	—

(注) 上記数値は1月～12月の平均値である。

平成 27 年度 千葉県森林・林業統計書

表－2 市原市の森林面積と林家数

森 林 面 積	13,055ha	市 域の約 35%
人 工 林 面 積	4,241ha	森林面積の約 32% 人工林構成比率 スギ 約 77% ヒノキ 約 15% マツ 約 3% クヌギ等 約 5%
天 然 林 面 積	6,102ha	森林面積の約 47%
竹 林 そ の 他	2,712ha	森林面積の約 21%
林家数(1ha以上保有林家)	948 戸	

平成 27 年度 千葉県森林・林業統計書



造林実施状況

I. 林業の振興と森林の保全

木材は、調湿作用や防ダニ効果といった特徴を持ち快適な居住空間を提供することができる。また、鉄などの鉱業製品に比べ少ないエネルギーで製造でき、加工が容易であることから、環境への負担が少ない資源でもある。

このような木材の特徴を活かし、かつ国産材の利用拡大を社会全体で進めていくことにより、林業生産活動が促進されると同時に森林整備にもつながっていく。

そこで、本市においては、林業の振興を図るため植林や間伐などの事業を実施するとともに、森林の持つ機能に応じた整備を計画的に推進し、その保全を図っている。

また、林道整備や治山事業を実施するとともに、森林の持つ公益的機能を最大限に発揮するため、造林事業などを実施し、優良森林の造成に努めている。

(表 I - 1)

表 I - 1 林業の振興と森林の保全に係る事業実績 (単位：ha・補助金額：千円)

事業名	事業内容	作業内容			
		年度	H26	H27	H28
森林環境保全直接支援事業	森林資源を活用し持続的な森林経営の実現を図る。	再造林	—	1.19	—
		下刈	—	0.54	—
		補助金額	—	186	—
森林整備事業	森林の適正な整備を行い、樹木の健全な成長を促進し、優良な森林を造成する。	造林	0.62	—	0.47
		下刈	0.85	0.46	1.73
		枝打	0.24	2.15	1.24
		間伐	0.96	0.21	0.25
		補助金額	513	502	629
サンプスギ林再生・資源循環促進事業	サンプスギ非赤枯性溝腐病等の被害が拡大しているため、被害木の伐倒および駆除することにより被害森林の回復と健全な森林を育成し、森林の資源循環の促進に資する。	再造林	0.51	0.65	0.26
		伐倒	0.51	0.65	0.26
		運搬(m ³)	146	207	150
		補助金額	1,629	2,146	1,046

事業名	事業内容	作業内容			
		年度	H26	H27	H28
間伐材利用 促進事業	市場出荷の手数料等の助成を行い、間伐材の有効利用を図る。	市場出荷量 (m ³)	395	333	165
		補助金額	500	500	207
里山活動推 進事業	市内の里山活動団体を対象に、里山整備に要する経費の一部を補助する。 また、「市原の里山を守る交流会」を開催し、市内の里山活動団体間の連携を図る。	補助 団体数	5	7	7
		補助金額	362	527	567
		交流会 開催回数	2回	2回	2回
森林・山村 の多面的機 能発揮対策	国が平成25年度に新たに創設した制度で、地域住民が森林所有者、NPO法人、民間団体などと一緒に活動組織を作って、里山林の保全管理や資源を利用するための活動に対して支援を行う。	補助団体数	4	4	5

Ⅱ. 林道の整備及び維持管理

1. 林道の設置目的

林道は、木材やシイタケなど林産物の搬出や森林の保全管理を効率的に行うための基幹施設として、設置されたものである。

また、近年では地域住民の生活道路としての役割も果たしている。

本市の林道整備状況については、そのほとんどが南西部の山間地域に位置している。(表Ⅱ-1)



林道より木材を搬出している様子
(林道月崎大久保線にて)

2. 林道の維持管理

開設された林道の維持管理については、利用者の利便と安全な通行を確保するため、巡視や除草・側溝清掃などを千葉県森林組合北部支所に委託している。

また、「市原市林道の管理に関する条例」に基づき、林道機能の保全と通行の安全を図るため、路線によっては、大型自動車の通行を禁止または許可制としている。

3. 林道の未登記整理

林道は、林業経営の利便性が図れる性質上、用地は基本的に寄附を受け工事を実施したが、未登記箇所もあり、地権者から寄附の申出があった場合、登記を行っている。

※ 「市原市林道の管理に関する条例」のあらまし

- ① 林道の路線によっては、構造上大型車の乗り入れを禁止し、その他維持管理上必要性がある場合は、通行禁止又は通行の制限措置を講じることができる。(第5条)
- ② 一部の路線にあつては、林業以外の事業目的で大型車を通行させようとする者に対して、その通行を許可制とする。(第6条)
- ③ 許可内容に違反した場合、許可の取消処分を行うことができるよう事業者の通行状態について調査を行うことができる。(第7条)
- ④ 林道の損傷及び土石等の放置行為を禁止する。(第11条)
- ⑤ 林道に、工作物若しくは施設を設置する場合は、占用許可を取る。(第12条)
- ⑥ 通行禁止措置に違反し、若しくは許可を受けずに通行した場合に、通行した者及びさせた者に対し、刑罰を科することができる。(第15条、第16条)

表Ⅱ－1 市原市営林道一覽表

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

No.	路 線 名	幅 員(m)	延 長(m)	備 考
1	朝 生 原 線	6.0	1,471	
2	月 崎 大 久 保 線	4.0	6,379	
3	山 口 線	4.0	2,299	
4	根 向 線	4.0	2,385	
5	古 敷 谷 徳 氏 線	4.0	2,089	
6	女 ヶ 倉 線	3.6～4.0	3,425	
7	柿 木 台 線	3.6	1,950	
8	大 久 保 線	4.0	340	
9	乙 女 線	3.0	310	
10	月 崎 1 号 線	3.0	1,404	
11	月 崎 2 号 線	3.0	522	公園緑地課管理
12	月 崎 3 号 線	3.0	2,111	
13	牛 堀 線	3.0	2,257	
14	加 茂 線	3.0	758	
15	西 沢 線	3.0	1,461	
16	安 場 線	3.0	718	
17	水 足 線	3.0	502	
18	石 神 線	3.0	1,220	
19	大 地 蔵 線	3.0	500	
20	丹 原 線	4.0	344	総延長 L = 4,272m 袖ヶ浦市管理 : L = 1,565m 木更津市管理 : L = 2,363m
21	音 信 山 線	4.0	2,607	総延長 L = 6,207m 木更津市管理 : L = 3,600m
22	米 田 線	4.0	609	総延長 L = 1,243m 袖ヶ浦市管理 : L = 634m
23	万 田 野 線	4.0	2,433	総延長 L = 4,102m 君津市管理 : L = 1,669m
計	23 路線		38,094	

Ⅲ. 治山事業

治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する山崩れや地すべりなどの災害から、市民の生命・財産を守るとともに、水資源のかん養、生活環境の保全・形成等、安全で住み良い国土の保全・整備を図るため実施している。

なお、治山事業については県が実施している。(表Ⅲ－１)

表Ⅲ－１ 山地治山事業（県事業）

年 度	施 工 箇 所	施工面積 (ha)	工事概要
H26	水沢	0.10	山腹工
H27	真ヶ谷	0.04	〃
	小田部	0.04	〃
H28	水沢	0.07	〃

Ⅳ. 林地開発行為

知事が樹立する地域森林計画の対象となる民有林内において、開発行為をしようとする者は、森林法の定める手続に従い、知事の許可を受けることになっている。(表Ⅳ－１)

表Ⅳ－１ 林地開発行為と伐採届等との関係

地 域 区 分	行 為	面 積 等	手 続	担 当 窓 口
地域森林計画 対象民有林	開 発 (土地の 形質変更)	0.3ha 未満	森林法による伐採届	市（農林業環境整備課）
		0.3ha 以上 1.0ha 以下	県条例による届出	県（中部林業事務所）
			森林法による伐採届	市（農林業環境整備課）
		1.0ha 超え	林地開発許可	県（中部林業事務所）
	連絡調整（国または 地方公共団体実施）		県（中部林業事務所）	
立木伐採	面積に関わらず 全てが対象	森林法による伐採届	市（農林業環境整備課）	
【林地開発等に係る問合せ先】 千葉県 農林水産部 森林課 林地対策班 ☎ (043) 223-2955 千葉県 中部林業事務所 森林管理課 住 所：〒299-1152 君津市久保 5-1-3 ☎ (0439) 55-4970				
【伐採届に係る問合せ先】 市原市 経済部 農林業環境整備課 ☎ (0436) 36-5661				